

議案第95号、96号、97号までの小平市学童クラブの指定管理者の指定について、生活者ネットワークとして賛成の立場で討論いたします。

今回の議案では6校(8カ所)の学童クラブの指定管理者の選定が行われました。議案95号では新規に開設される小平第8小学童クラブ第2・第3、小平第12小学童クラブ第2・第3の指定管理者として5団体、議案96号では小平第6小学童クラブ第2、小平学園東小学童クラブ第2の指定管理者の更新として3団体、議案第97号では小平第11小学童クラブ第1、小平15小学童クラブ第1の指定管理者の更新として2団体の応募がありました。

いずれも選定の結果、株式会社明日葉が選定され、これを承認するものです。

委員会審査にあたって感じたいいくつかの課題の指摘と要望を申し述べます。

審査の中では指定管理者の選定方法について多くの質疑がありました。学童クラブは子どもたちが放課後を過ごす遊びの場、生活の場です。学校の授業を終えた子どもたちが「ただいま」と言ってクラブ室に帰ってくると聞いています。保護者にとっても学童クラブがあることで安心して仕事ができるとの声も届いています。選定委員の選定にあたっては弁護士や公認会計士という法規や経営、財政の観点からの選定委員の他に、やはり子どもの声や保護者、保育現場の意見も入れていくべきと考えます。選定にあたっては応募団体が分からないように匿名でプレゼンや書類審査にあたっているとのこと。保護者の代表であるPTA会長や公募市民など直接の利害関係がない方を選定委員に選ぶなどの検討をお願いします。また、審査項目の中にある「学童クラブ事業に関する課題の把握に努め、将来への展望と事業実施に向け、熱意を持っているか」の熱意はどのように測るのかなど、選定委員の主観に頼るような項目もあり、公平・公正な選定がどのように行われたのか客観的な判断が難しいと感じられました。選定に関し疑念を持たれないよう客観的に説明できるよう今後も努力してください。

また、小平市の直営以外の学童クラブはこの1事業者が全て請け負うこととなります。危機管理の面から考えて指定管理の学童クラブを1事業者に偏ることなく多様な事業者が担うべきだと考えます。今後は今にも増して指定管理者と連絡を密にとり、運営状況等の確認を怠らないことを要望します。

2013年の小平第10小学童クラブの指定管理者選定の議案審査において、学童クラブの設置目的として「子どもの安定、安心した生活の確保、遊びを通じた育ちの担保という考えである」と示されています。学童クラブの運営に関しては市のビジョンをしっかりと指定管理者と共有していくことを要望しておきます。

指定管理の更新により事業者が変わる学童クラブでは、子どもたちへの影響をどのように考えるかとの質問に対しては前指定管理者のやり方をまずは取り入れ保護者や子どもたちに丁寧に説明していくということが確認できました。

学童クラブは、子どもたちの放課後の居場所であり、学校とは違う生活の場です。子どもたちを第一に考え、引き継ぎなどをしっかり行い、不安を与えないよう配慮を行なっていくことを強く要望いたしまして議案第95号、96号、97号の小平市学童クラブの指定管理者の指定について、賛成の討論いたします。

